平成28年2月8日 教育課程部会 社会・地理歴史・公民 ワーキンググループ 資料4

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ(第4回) 議事次第

- 1.日 時 平成28年1月28日(木)14:30~16:30
- 2.場 所 三番町共用会議所大会議室
- 3.議 題 (1)社会・地理歴史・公民の改善充実について (2)その他

4.配布資料

- 資料 1 社会・地理歴史・公民ワーキンググループにおけるこれまでの 主な意見(未定稿)
- 資料 2 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ(第2回)配布資料 (抜粋)
- 資料3 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ(第3回)配布資料 (抜粋)
- 資料 4 高等学校の地歴・公民科科目の在り方に関する特別チームにお けるこれまでの主な意見(未定稿)
- 資料 5 高等学校の地歴・公民科科目の在り方に関する特別チーム(第2回)配布資料(抜粋)
- 資料 6 社会・地理歴史・公民ワーキンググループにおける検討事項(社会・地理歴史・公民ワーキンググループ(第1回)配布資料)
- <u>資料7</u> 公民科新設科目の方向性として考えられる構成(たたき台案)
- 資料 8 特別支援教育、情報に関わる資質・能力、健康、安全等に関わ る資質・能力に関する議論について
- 参考資料 1 学習指導要領等の構造化のイメージ (論点整理補足資料抜粋)
- 参考資料 2 全ての生徒に共通に育むべき資質・能力と、高等学校各教科の 必履修科目の関係等(論点整理補足資料抜粋)
- 参考資料3 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ委員名簿

公民科新設科目の方向性として考えられる構成 (たたき台案)

新必履修科目(案)

「公共」(仮称)

国家・社会の形成者を育成

キャリア教育

の中核機能

平成28年1月28日教育課程部会社会・地理歴史・公民ワーキンググループ資料7

(1)「公共」の扉

別紙

「行為の結果において社会的効用としての幸福を重視する考え方」と 「(行為の結果よりも、)行為の動機となる人間的責務としての公正などを重視する考え方」

(2)自立した主体として社会に参画し、他者と協働するために

社会を構成する主体となるために、協働の必要な理由、協働を可能とする条件、協働を阻害する要因などについて考察を深める。その際、自立した主体として生きるために必要な知識を身に付けるとともに、現実の社会的事象と関連付け、習得した概念等を活用する。

ア 政治的主体となること

協働により目指すべきもの(議論により、意見や信念、利害の対立状況を調整し、合意形成することを通して、よりより社会を築くこと)

·基本的人権の保障、国民主権、議会制民主主義、権力分立に基づく 政治機構、政治参加の重要性、世論の形成の意義、財政と税、国際貢献、国際平和・・・

ウ 法的主体となること

協働により目指すべきもの(個人の尊重を前提に、比較衡量などを通して、人間の尊厳と平等、社会の安定性をともに成り立たせること)

・民主主義、立憲主義、自由・権利と責任・義務、相互承認、所有、公正な手続き、参加・・・

イ 経済的主体(生産者、労働者)となること

協働により目指すべきもの(公正なルールを作ってその下で経済活動を行うことを通して、個人の尊重と経済の拡大をともに成り立たせること。またその補完を政府等が担っていること)

・市場経済の機能と限界、政府の役割(税を含む)、金融、職業選択、男女共同参画、雇用、労働問題(労働関係法制を含む)、社会保障、個人や企業の経済活動における役割と責任、経済のグローバル化や相互依存関係の深まり・・・

エ 様々な情報を発信・受信する知的主体となること

協働により目指すべきもの(情報に関する責任や、利便性と安全性を多面的・多角的に考えることを通して、望ましい情報社会を築くこと)

・情報モラル、消費者の権利や責任・・・

イ 持続可能な社会

様々な主体となる個人を支える家族・家庭や地域等にあるコミュニティ

世代間協力・交流、自助・共助・公助等による社会的基盤の強化

(3)持続可能な社会づくりの主体となるために

個人を起点として、自立、協働の観点から、今まで受け継がれてきた蓄積や先人の取組、知恵などを踏まえつつ多様性を尊重し、持続可能な地域、国家、 国際社会づくりに向けた役割を担う主体となることについて探究を行う。

ア 地域の創造

ウ 我が国と国際社会

・地域の活性化、安全に配慮したまちづくり、持続可能な社会保障、文化と宗教の多様性、国際平和・・・などについて探究

家族・家庭、消費者等に関する個人を起点とした自立した主体となる力を育む家庭科、情報リテラシーを扱う情報科、個人の安全指導を保健体育科と連携

学習活動の例

討論、ディベート 模擬選挙、模擬投票 模擬裁判 外部の専門家の講演 新聞を題材にした学習 体験活動、インターンシップの準備 と振り返り・・・

関係する専門家・機関

選挙管理委員会、企業、 経済団体、起業家、弁護士、 報道機関、消費者センター、 留学生、NPO、NGO・・・・

(別紙)公民科新設科目の方向性として考えられる構成 (たたき台案)

新必履修科目(案)

「公共」(仮称)

(1)「公共」の扉

倫理的主体となること

ア 公共的な空間に生きる私たち

今まで受け継がれてきた蓄積や先人の取組、知恵などを踏まえ、

- ・様々な立場や文化等を背景にして社会が成立していること
- ・「自分らしい生き方」を問いながら自らを成長させること、

人間は社会的な存在であることを認識し、対話を通じてお互いを高め合うこと、

両者によってよりよい集団・社会を作り出していくこと(勤労観・職業観の育成を含む) について学んではどうか。

イ 公共的な空間における人間としての在り方生き方

社会に参画し、他者と協働する倫理的主体として個人が判断するための基準となる、

「行為の結果において社会的効用としての幸福を重視する考え方」、

「(行為の結果よりも、)行為の動機となる人間的責務としての公正などを重視する考え方」、

について理解させる。その際、

- ・人が追求するものは経済的価値に限られるものではなく、多義的であること
- ・両者ともに活用し、自分も他者もともに納得できる解を見出そうと考えていくことが重要であること
- ・社会的効用について、多面的・多角的に考えていくことが重要であること
- ・行為の動機について、個々の動機に留まらず、それらを継続的に考えていくことにより、人間としての在り方生き方について考えていく ことが重要であること

などを取り上げてはどうか。

(指導のねらいを明確にした上で、囚人のジレンマ、共有地の悲劇、最後通牒ゲーム等の思考実験や、環境保護、生命倫理等について概念的に考える学習活動を取り入れてはどうか。)

中央教育審議会答申(平成20年1月17日)

- 8. 各教科・科目等の内容 社会、地理歴史、公民
 - ()改善の基本方針

社会科、地理歴史科、公民科においては、その課題を踏まえ、小学校、中学校及び高等学校を通じて、社会的事象に関心をもって多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養い、社会的な見方や考え方を成長させることを一層重視する方向で改善を図る。

高等学校学習指導要領 公民 第1 現代社会

1 目標

人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考察し 公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

- 2 内容
 - (1) 私たちの生きる社会

現代社会における諸課題を扱う中で、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させるとともに、現代社会に対する関心を高め、いかに 生きるかを主体的に考察することの大切さを自覚させる。

- 3 内容の取扱い
 - (2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)については、次の事項に留意すること。
 - (ア) 内容の(1)は、この科目の導入として位置付けること。
 - イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。
 - (ア) 項目ごとに課題を設定し、内容の(1)で取り上げた幸福、正義、公正などを用いて考察させること。
 - ウ 内容の(3)については、この科目のまとめとして位置付け、内容の(1)及び(2)で学習した成果を活用させること。地域や学校、生徒の実態等に応じて課題を設定し、 個人と社会の関係、社会と社会の関係、現役世代と将来世代の関係のいずれかに着目させること。

学習指導要領等(平成21年告示)における「幸福、正義、公正」に関する主な記述

高等学校学習指導要領解説公民編

現代社会

2 内容

(1) 私たちの生きる社会

現代社会における諸課題を扱う中で、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させるとともに、現代社会に対する関心を高め、いかに生きるかを主体的に考察することの大切さを自覚させる。(中略)

従来の学習指導要領においては、社会的事象をとらえる概念的な枠組みとして「見方や考え方」の育成を図ることが求められたが、今回の改訂ではさらに現代社会の諸課題をとらえる枠組みを理解させることをねらいとしているのである。なお、この大項目は「この科目の導入として」(内容の取扱い)位置付けており、以後の学習においてここでの学習の成果を生かすことができるよう、また、単なる知識の習得に終わらせることなく、この科目全体の学習の動機付けとしてふさわしくなるよう留意して指導することが求められる。(中略)

「社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正などについて理解させる」については、現代社会の諸課題をとらえて考察するための基本的な枠組みを構成するものとして「幸福、正義、公正」などがあることを理解させるとともに、これらが社会の在り方を考察する上で大切であることを理解させることを意味している。「幸福、正義、公正」などの関係を説明すると以下のようになる。

一人一人の人間は、それぞれが自分らしく生き、自己の目的が実現できることを求めている。個々人は、自らの「幸福」を願い、充実した人生を求めているのであって、こうした願いができる限り実現できるよう配慮されていることが、現代社会の諸課題を考察する上で大切なことであると言えよう。しかし、自己の幸福の追求は、時として他者や他の集団、あるいは社会全体の幸福と対立や衝突することがある。

そこで、このような対立や衝突を調整し、いかによりよい社会を形成すべきか考察することが必要である。そのとき、すべての人にとって望ましい解決策を考えることを、ここでは「正義」について考えることであるとしている。つまり、ここでいう「正義」とは、何か特定の内容があると考えるのではなく、何が社会にとって正しいのかということについて考えることが「正義」について考えることであるととらえているのである。

「正義」について考える際に、必要となってくるのが「公正」である。すなわち、「公正」とは、対立や衝突を調整したり解決策を考察したりする過程において、また、その結果の内容において、個々人が対等な社会の構成員として適切な配慮を受けていることである。また、「公正」であるとは、社会の制度や規範、あるいは行為の結果を正しいものとして人々が受容する条件が成り立っていることということもできる。例えば、対立や衝突の調整を図る場合、当事者のうち片方の主張だけを取り上げていないか、少数者にも配慮しながら社会の多数の幸福を図るようにしているかなど、手続きや結果についての「公正」が確保されているかどうかなどを一つの目安として考えることができる。

以上のように、「幸福、正義、公正」などは個別に取り上げて理解させるのではなく、現代社会における諸課題をとらえる枠組みとして相互に関連させて扱うことが大切である。現代社会において「幸福、正義、公正」などがどのような形で実現されてきたのか、諸課題を解決していく中で、「幸福、正義、公正」などをどのように実現していくのか、そのためには課題をとらえて考察するための基本的な枠組みはどのようになっているのかということを身に付けさせることを目指しているからである。